

プール学院大学・プール学院大学大学院・プール学院大学短期大学部  
後援会短期貸付金規程

( 目 的 )

第1条 この規程は、プール学院大学・プール学院大学大学院・プール学院大学短期大学部後援会（以下「後援会」という。）の短期貸付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の趣旨)

第2条 本貸付金は、プール学院大学・プール学院大学大学院・プール学院大学短期大学部の学生で、一時的に生活資金が必要となった者に対し、短期貸付を行うものである。

( 貸付額 )

第3条 貸付額は5,000円を単位とし、30,000円を限度とする。

( 申込み )

第4条 借り入れ希望者は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、学生課を通じて後援会会長に願い出、その許可を受け、連帯保証人連署による借用証書と引き替えに、貸付金の交付を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合は、借用証書の提出前に貸付金の交付を行うことができる。

( 返 還 )

第5条 貸付金は無利子とし、返済は貸し付けた日から3ヶ月以内に分割又は一括返済する。ただし、卒業などにより学籍を離れる場合は直ちに全額を返済しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、後援会役員会の承認により後援会会長が行うものとする。

附 則

この規程は、1999（平成11）年11月1日から施行する。  
2003（平成15）年4月1日改訂施行する。